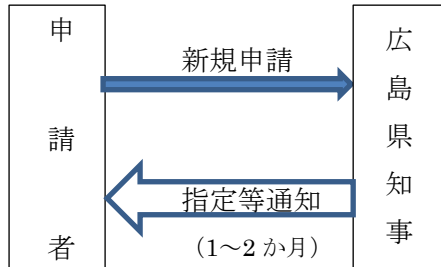


# 指定医師申請等フロー図（広島県）

## 1 新たに指定を受ける場合（新規申請）

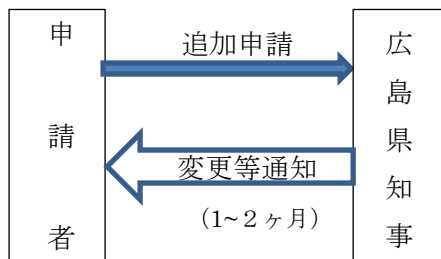
- 初めて医師の指定を受ける時
- 他都道府県で指定を受けていたが、県所管の医療機関(指定都市、中核市は除く)へ異動となった時 ※ 広島市、呉市、福山市については、各市へ申請すること。



### 【申請書類】

- ①身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定申請書（第1号様式）  
・同意書(様式1)及び承諾書(様式2)
- ②経歴書（第2号様式）  
別紙2「指定を希望する障害に係る診療実績」
- ③医師免許証の写し

## 2 指定を受けた障害種別を追加する場合



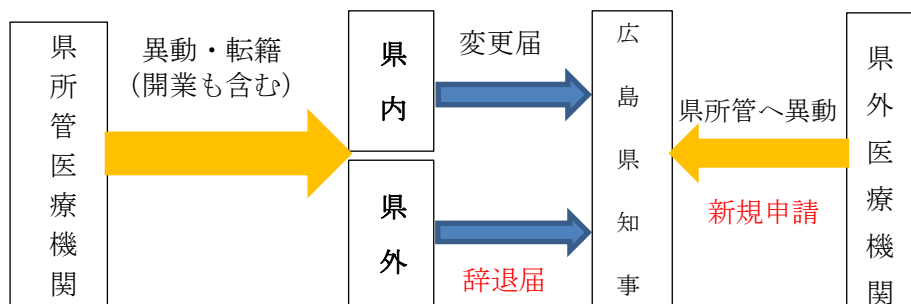
### 【申請書類】

- ①指定医師障害種別追加申請書（第1-1号様式）
- ②経歴書（第2号様式）  
別紙2「指定を希望する障害に係る診療実績」
- ③医師免許証の写し

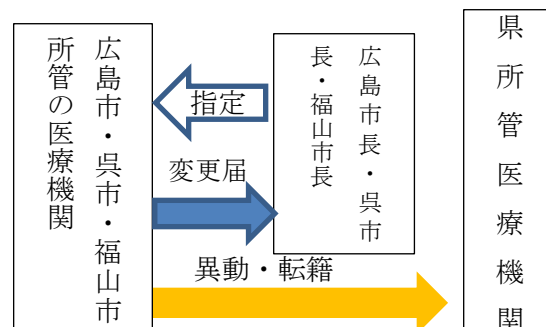
## 3 指定内容を変更する場合（第3号様式「変更届」）

- 指定医師の氏名を変更した時
- 指定を受けている障害の種別を変更（一部辞退）しようとする時
- 所属している医療機関を異動になった時

※転籍とは、県所管から指定都市所管または中核市所管への異動をいう。



注：指定都市または中核市で指定された後、  
県所管の医療機関へ転籍になった場合



#### 4 指定医師を辞退する場合（第4号様式「辞退届」）

- 指定医師が死亡した時
- 指定医師が県外の医療機関へ異動になった時
- その他（やむ得ない理由）等で、指定医師を辞める。